

平成30年度

在宅介護応援ほーむ事業

糸魚川市では、在宅での介護を応援し、高齢者や障害者が住みなれた住宅で過ごせるよう、身体の状態に応じたものに改造する際、その工事費の一部を補助します。

このパンフレットは「在宅介護応援ほーむ事業」の手続きの方法等を説明したものです。ご覧いただき、分からないことがあれば遠慮なくご相談ください。

1	申請受付期間	1
2	補助金の内容	1
3	申請の方法	3
4	申請の手引き	
	(1) 補助金交付までの手続きの流れ	4
	(2) 補助金交付申請に必要な書類	5
	(3) 補助金の交付が決定したら	6
	(4) 実績報告に必要な書類	6
	(5) 申請にあたりご注意いただきたいこと	7

糸魚川市
福祉事務所
(H30.4)



◆申請受付期間◆

平成 30 年 5 月 8 日（火）から順次受け付けます。

※申請前に、市職員による現地確認が必要となります。日程調整は、事前に電話等でご連絡ください。

◆補助金の内容◆

	補助対象条件・補助内容
対象となる方	次のいずれかの方が対象となります ①65 歳以上の方 ②介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方（40 歳以上） ③身体障害者手帳 1・2 級もしくは療育手帳 A の交付を受けている方
対象の条件	次の全て満たすことが条件となります ①市内に住民登録を行っており、現に対象者が市内に居住していること ②申請時点において対象者及び申請者の介護保険料、市税等の滞納がないこと ③補助対象の工事を補助金交付決定後に着手し、平成 31 年 3 月 29 日（金）までに実績報告書を提出できること
申請できる方	対象者、対象者と同一世帯の方または対象者の親族（市内居住者） ※交付は、1 つの住宅で 1 回限りとなります。
補 助 率	補助対象工事費（消費税を含む）の 3 分の 1（千円未満切捨て） ※1 件あたり上限 100 万円
対象の住宅等	次の条件を全て満たすもの ①市内の建築物で、対象者が現に居住している住宅、または同一敷地内のスロープ等の付随施設 ②申請者またはその親族が所有している住宅
対 象 工 事	高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減するために必要と認められる対象工事費 50 万円以上の工事 要件として、次の条件 A のうちいずれかに該当し、条件 B の全ての条件を満たす工事 【条件 A】（いずれかに該当） ① 介護保険法に規定する住宅改修 ② 障害者の日常生活用具の給付事業 ③ 市高齢者及び障害者向け住宅整備補助対象工事 ④ 生涯にわたり安心して在宅生活や介護を受けるために必要と認められる工事 ※①～③の事業と同時に施工する場合はその対象となる事業費を差し引いた額が 50 万円以上となるものに限ります。

◆補助金の内容◆

	補助対象条件・補助内容
対象工事	<p>【条件B】（すべてに該当）</p> <p>① 申請者又はその親族が所有し、かつ、対象者が現に居住している住宅、もしくは同一敷地内にあるスロープ等の付随施設の改修であること ※新築及び全面改築は除く ※工事は住宅の1階部分を原則とします。ただし、住宅の構造等によりやむを得ない場合は1階以外も可能です</p> <p>② 市内に本店または支店を有する施工業者にて行うこと ※特殊工事等により市内に本店または支店を有する施工業者が施工できない場合はこの限りではありません。</p> <p>③ 補助金交付決定後に着手し、平成31年3月29日（金）までに事業が完了する工事であること</p>
対象工事の一例	<p>手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式トイレの新設、洋式便座への取替え、浴槽の改造、段差解消機・階段昇降機の設置、ホームエレベータの設置、玄関から道路までの通路の改修（段差解消、手すりの設置）など</p>
対象とならない工事	<p>介護や自立支援に直接関係のないもの （一例）</p> <p>サッシの交換、老朽化（古い、汚れた、壊れた）の理由で行う工事、日常生活動作（排泄、入浴、移動など）に関係のない工事、取付・設置に工事を伴わないもの、新たな水洗化に伴う配管工事、給湯設備設置</p>



◆申請の方法◆

	申請条件・申請内容
申請場所	糸魚川市福祉事務所 介護保険係・障害係
申請方法	<p>下記の書類を提出してください。「①補助金交付申請書」は現地確認時に申請者にお渡しします。</p> <p>①補助金交付申請書</p> <p>②施工箇所の図面 ※施工箇所が住宅本体と異なる場合は本宅との位置関係が分かる図面も必要となります</p> <p>③工事費見積書の写し ※工事を実施する業者の発行したもので、業者の印のあるもの</p> <p>④施工予定箇所の写真 ※写真は実施箇所が分りやすいものとしてください</p>
交付者の決定	申請内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付決定となります。
交付決定通知	申請受付後、2～3週間を目途に交付の決定・不決定を通知します。 ※工事は交付決定後に行ってください。
その他	審査の結果、申請内容に不備があった場合、申請書の再提出を依頼する場合があります。



◆問い合わせ先◆

糸魚川市 市民部 福祉事務所 介護保険係・障害係

TEL : 025 - 552 - 1511 (内線 : 介護保険係 2175、障害係 2173)

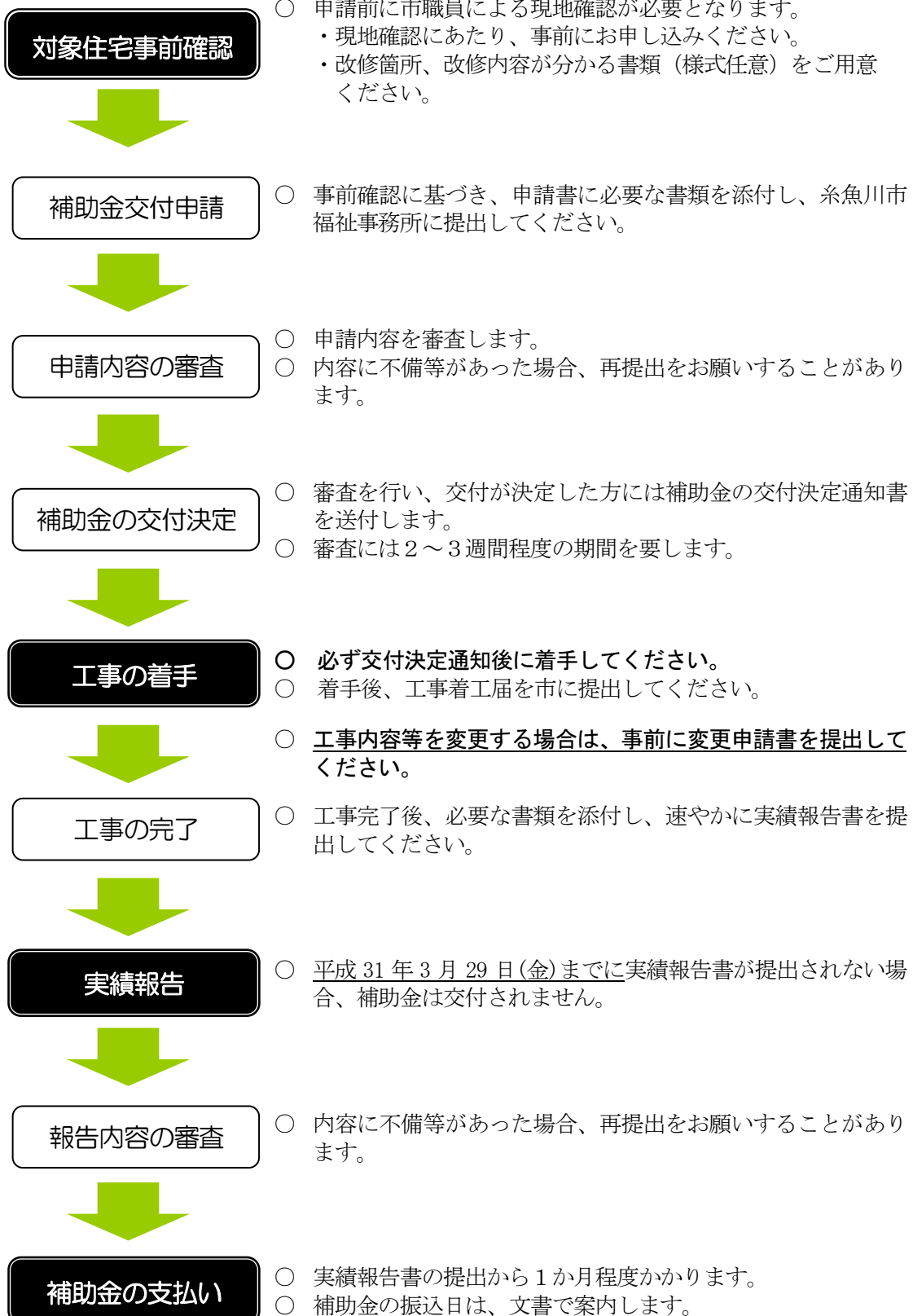
FAX : 025 - 552 - 8250

Eメール : fukushi@city.itoigawa.lg.jp

糸魚川市在宅介護応援りほ一む事業補助金申請の手引き

この手引きは、申請書等の作成等について説明するものです。申請にあたっては必ず内容をご確認ください。

1. 補助金交付までの手続きの流れ



2. 補助金交付申請に必要な書類

- 申請に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ「コピー」をお取りください。
- 下記の注意事項を参考に書類を作成してください。

書 類	注 意 事 項
補 助 金 交 付 申 請 書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の押印があること ・予定工事費と見積書（複数業者に依頼した場合はその合計）の金額が一致していること ・補助申請額が総補助対象工事費の3分の1（千円未満切捨て）で100万円以内であること ・補助金支払い先口座が申請者本人名義もしくは委任を受けた方名義の口座であること <p><u>※交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額された場合、補助金額は減額となります。また、工事費が増額となった場合には、内容を審査のうえ、市の予算の範囲内で補助金上限額まで増額となります。</u></p>
図 面 (施工予定箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事予定箇所及び改修内容が分かる図面であること
工事費見積書の 写し	<ul style="list-style-type: none"> ・改修箇所ごとに工事の内容・金額が記入されていること ・施工業者の押印があること ・補助金交付申請書の金額と整合していること
写 真 (施工予定箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・改修を行う場所が分かるものであること <p><u>※撮影日付の入った写真（カメラの日付機能でも可）</u> ※実績報告の際には同じ位置・同じ向きの写真が必要となります</p>
○必要な方のみ 図面 (位置関係の分 る図面)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と工事場所の位置関係がわかる図面であること <p>※工事場所が住宅と異なる方のみ必要となります 住宅の工事の場合は必要ありません</p>

3. 補助金の交付が決定したら

- ① 交付決定通知書が送付されます。通知書到着後に工事を行い、市に着工届を提出してください。
 - ② 下記のような変更をする場合は事前に変更申請書を提出してください。
 - ・ 工事内容を変更したい
 - ・ 申請した業者と異なる業者に依頼をしたい
 - ・ 補助金を受け取る方を変更したい
 - ・ 当初予定していた工事を中止し、異なる工事を行いたい
- ※ 変更申請書は申請窓口にて別途配布しております。必要となった時点でお求めください。
- ③ 工事を中止する場合は、必ず中止届を提出してください。

4. 実績報告に必要な書類

- 報告に必要な部数は『1部』です。提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめ「コピー」をお取りください。
- 下記の注意事項を参考に書類を作成してください。

書 類	注 意 事 項
実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の押印があること ・ 総工事費と領収書（複数業者に依頼した場合はその合計）の金額が一致していること
工事の領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者（＝申請者）に対して発行された領収書であること ・ 発行者（施工業者）の名称、所在地（市内の住所が確認できること）の記入及び押印があること
契約書又は請求書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者（＝申請者）に対して発行された請求書であること ・ 改修箇所ごとに工事の内容・金額が分かること ・ 請求金額と領収金額が一致していること （施工業者へ補助金の受領委任を行った場合はこの限りではありません） ・ 発行者（施工業者）の名称、所在地（市内の住所が確認できること）の記入及び押印があること
写 真 (改修前、改修後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修箇所の改修前と改修後の写真を必ず提出してください。 <u>※撮影日付の入った写真（カメラの日付機能でも可）</u> ※住宅の全景写真は不要です

5. 申請にあたりご注意いただきたいこと

- 対象者が工事完了前に施設入所、転出等により平成31年3月29日（金）までに再び住所地に居住することがないと見込まれるときや、その他補助事業を中止しようとするときは事業中止届を市に提出してください。この場合、交付決定を受けた補助金はいっさい交付しません。
- 不慮の事故等意思に基づかない事態により住宅改修を中止する場合、すでに改修済みの経費について市が補助対象と認めたときは、改修済みの経費に対して補助金を交付します。



糸魚川市 市民部 福祉事務所 介護保険係
TEL : 025 - 552 - 1511
(内線:介護保険係 2175、障害係 2173)
FAX : 025 - 552 - 8250
Eメール : fukushi@city.itoigawa.lg.jp

平成30年4月発行